

第4期新城市高齢者保健福祉計画 概要版 (老人福祉計画・介護保険事業計画)

平成21年3月 新城市
(介護高齢課 23-7688)

高齢者が元気で
社会参加のできるまち
いつまでも元気に過ごすことができ、自立して生活、社会参加ができるまちづくりを進めます。

高齢者の自立と
自己決定を尊重するまち
地域のなかで高齢者が尊重され、尊厳を持って、自らの意思や能力に応じて自分らしい生活をおくり、自らサービスを選択・決定できるまちづくりを進めます。

地域の支え合いと
サービスが連携したまち
たとえ心身の機能が低下しても、地域の人々の連携、支え合いと、介護保険サービスやそのほかの福祉サービスの活用で、安心して生活できるまちづくりを進めます。

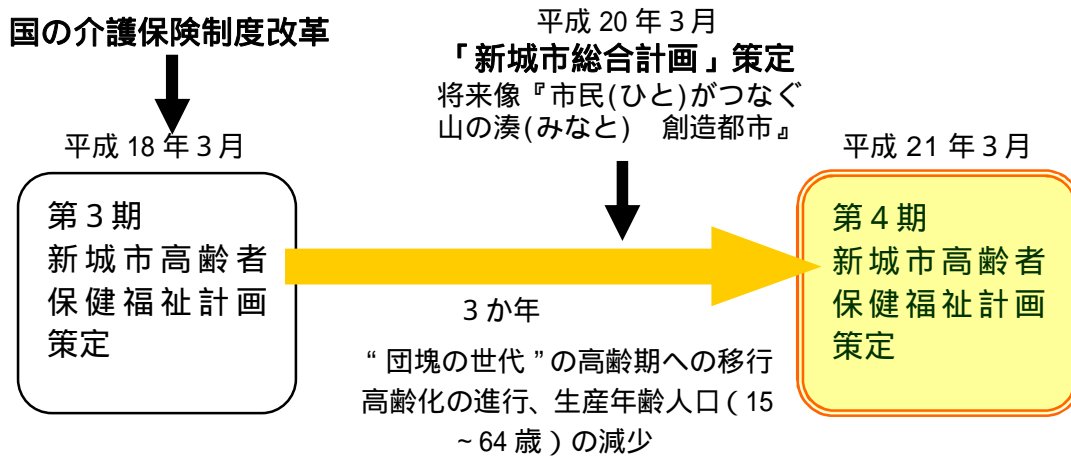
地域ケアの将来像



私らしさと安心を皆で支え合う「山の湊」しんしろ

1 計画策定の背景と目的

今回策定した第4期（平成21年度～平成23年度）の計画は、第3期の取り組みのさらなる充実を図り、新城市総合計画のめざす将来像の実現に寄与することを目的としています。



2 計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画と介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画を一体的にまとめたものです。

3 計画の期間

計画の期間は、介護保険事業計画が介護保険法に基づき3年を1期とする計画であることから、老人福祉計画を含め計画全体として、平成21年度から平成23年度までの3か年を計画期間としました。

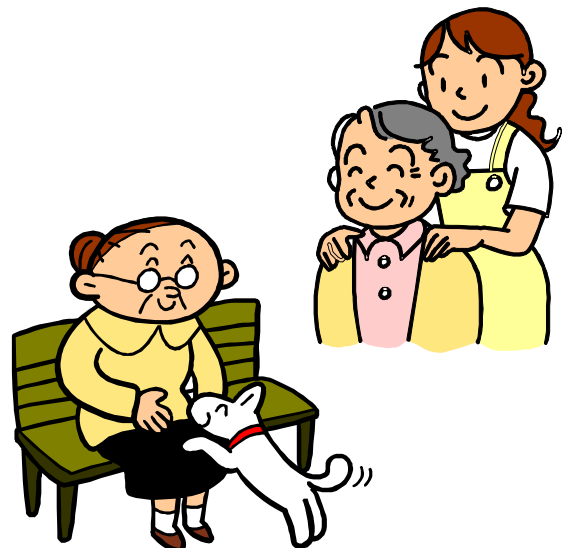
4 計画の基本理念

この計画は、第3期計画の3つの基本理念を継承するとともに、

“私らしさと安心を皆で支え合う

「山の湊」しんしろ”

をキャッチフレーズに、豊富な知識と経験を持つ高齢者が地域の中で生き生きと活動できるよう、高齢者の社会参加を再構築し、まちづくりへの主体的な参加を進めつつ、みんなで助け合い、暮らし続けられる生活環境を創っていくことをめざします。

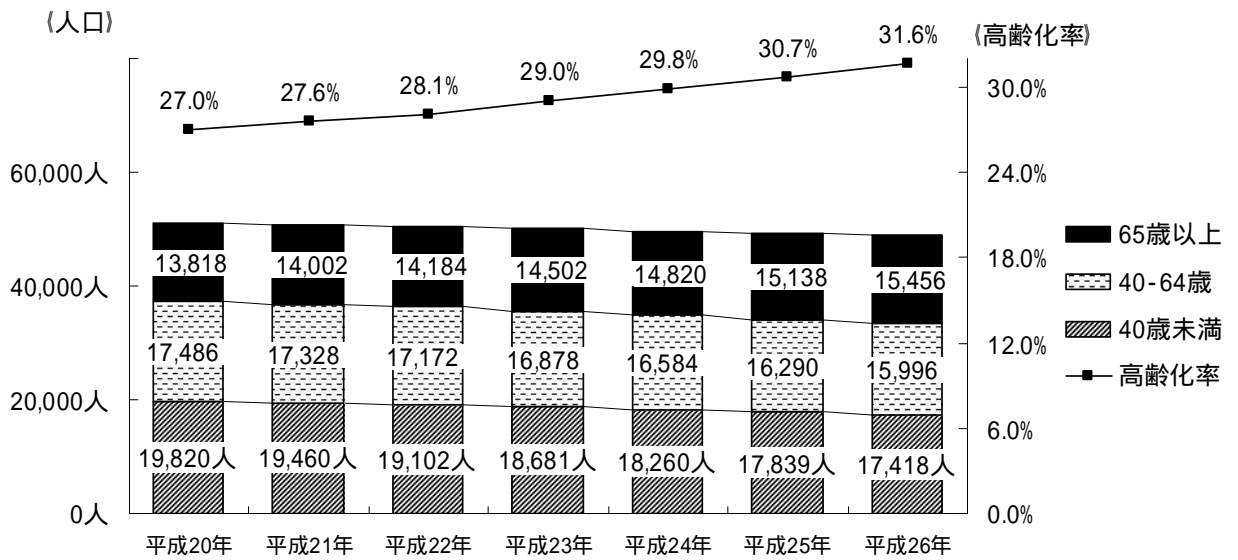


5 高齢者数等の推計

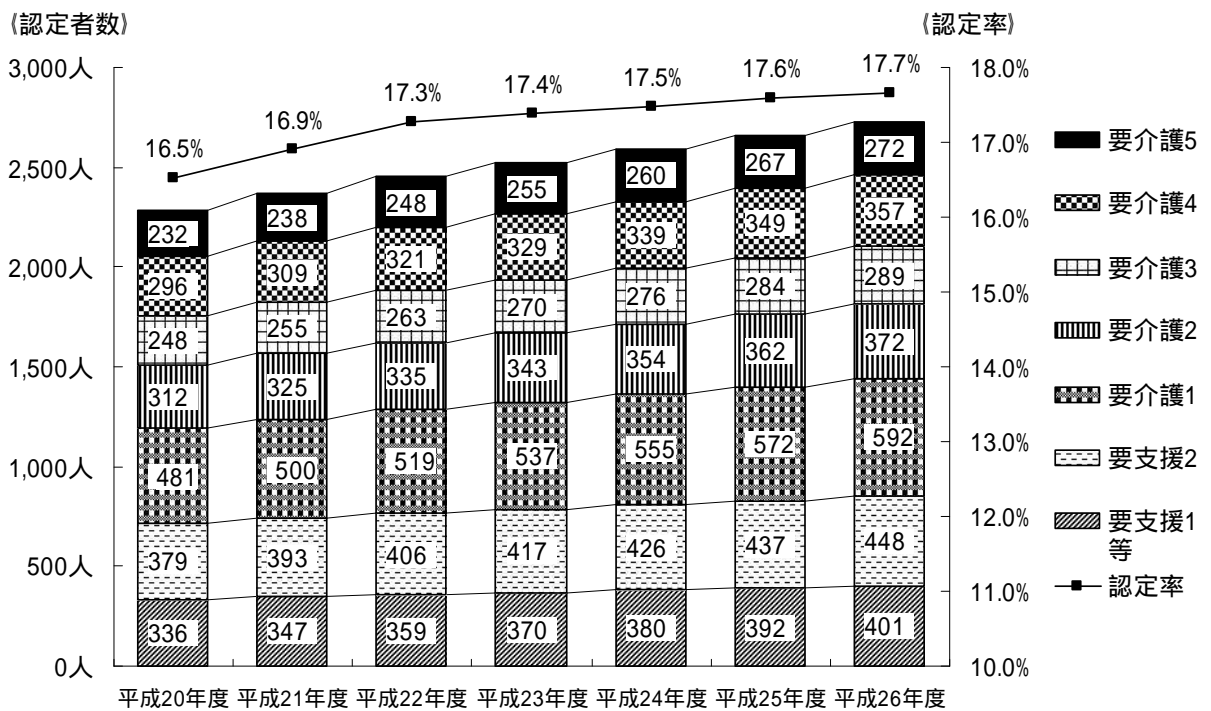
これまでの国勢調査の傾向から推計すると、新城市の人口と介護保険の要支援・要介護認定者数は次のグラフのように見込まれます。

総合計画の着実な実行による人口の確保と市民の健康保持、介護予防への積極的な取り組みが望まれます。

推計人口及び高齢化率



推計要介護等認定者数及び認定率



6 計画の施策体系

健康の保持・増進への支援

- 健康づくりの支援
健康づくり講座やスポーツ教室の充実・広報やインターネットホームページ、CATV などを利用した視覚的な情報伝達
- 食環境の整備
「食」について学ぶ機会の充実・食育推進計画に沿った食育への取り組み
- 健康診査の活用
介護予防健診等の受診促進と介護予防指導の充実・特定高齢者の的確な把握と指導の充実
- 介護予防活動の支援
身近な場所での健康教育や健康相談の実施・若年性認知症を含む認知症の理解促進と予防
- 介護予防一般高齢者施策
ミニデイサービス活動への支援・介護予防事業への参加促進・介護予防活動のボランティア養成

高齢者の社会参加の促進

- 情報提供の充実
市内外の各種団体や NPO 等の活動紹介と参加のきっかけづくり
- 老人クラブの活動支援
老人クラブの魅力を高めるための支援・生きがい推進事業の支援
- 地域活動への参加促進
地域福祉活動への参加機会の整備・閉じこもり予防と社会参加の支援
- 生涯学習機会の充実
各種講座の充実、生涯学習人材バンクの構築とネットワークづくり
- 働く機会の充実
シルバー人材センターへの支援・アクティブシニアの活動支援

特定高齢者への支援

- 地域支援事業の実施体制の強化
地域包括支援センターと在宅介護支援センターによる実施体制強化
- 特定（虚弱）高齢者の把握
介護予防健診による把握と介護予防事業への参加勧奨
- 介護予防事業の推進
介護予防教室等の充実・ミニデイサービスの実施拡大・友愛訪問への支援
- 自立支援事業の推進
生活支援サービス、緊急通報システムなど高齢者サービスの継続実施

要支援・要介護高齢者への支援

- 介護サービスの充実
介護サービス事業者との連携・地域密着型サービスの指導監査の実施
- 介護保険サービスを円滑に利用するための支援
地域包括支援センターのコーディネート機能の向上・主任介護支援専門員の養成・事業者情報の公表・苦情相談対応の充実・介護給付費適正化の徹底
- 要支援・要介護高齢者への生活支援
配食サービス、介護用品給付、緊急通報システム、寝具乾燥サービス、高齢者日常生活用具給付事業などの実施
- 認知症高齢者のケアの充実
認知症高齢者のための支援機能の強化・家族会の育成支援・日常生活自立支援事業等権利擁護制度による支援
- 介護者への支援
介護者への健康相談や訪問の実施・家族介護教室の開催

地域密着型サービスと生活基盤の整備

- 地域密着型サービス事業者の参入促進
認知症対応型グループホーム、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護の整備
- 住環境への支援
養護老人ホームへの入所措置、ケアハウスの活用支援・シルバーハウジングへの生活援助員の派遣・高齢者生活福祉センターの活用・高齢者専用賃貸住宅等の整備

高齢者を支える体制・ネットワークづくり

- 保健・医療・福祉の連携強化
関係者・事業者の連携強化による一体的なサービスの提供促進
- 虐待防止ネットワークの強化
関係機関の連携による虐待防止と支援体制、地域支え合いの推進
- 地域福祉活動の充実
ボランティア活動団体やNPOが活動しやすい体制づくり
- 情報通信基盤を活用したシステムの検討
本市の情報通信基盤を活用した介護支援システムなどの調査研究
- 安全・安心のまちづくり
防犯交通安全対策の充実・災害時援護者支援など防災対策の充実

7 新城市の高齢者福祉サービスと介護保険サービス

市の高齢者福祉サービス		介護保険の保険給付サービス		
福祉タクシー料金助成		居宅サービス	訪問介護(ヘルパー)	
介護タクシー料金助成			訪問入浴介護	
外出支援サービス(福祉輸送)			訪問看護	
緊急通報システム貸与			訪問リハビリテーション	
日常生活用具給付			通所	通所介護(デイサービス)
寝具乾燥サービス				通所リハビリテーション(デイケア)
生活支援ホームヘルプ			入短期所	短期入所生活介護(ショートステイ)
生活支援デイサービス				短期入所療養介護(ショートステイ)
生活支援ショートステイ			特定施設入所者生活介護	
(作手)虹の郷居住提供事業			居宅療養管理指導	
シルバーハウジング生活援助員派遣			福祉用具貸与	
成年後見制度利用支援事業			特定福祉用具購入	
在宅介護支援センターの運営			地域密着型サービス	認知症対応型通所介護(デイサービス)
老人福祉センター等高齢者福祉施設の運営				小規模多機能型居宅介護
老人クラブ活動費補助		認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		
シルバー人材センター補助		(夜間対応型訪問介護)		
		(地域密着型特定施設入居者生活介護)		
		(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)		
社会福祉協議会の高齢者福祉サービス			住宅改修費支給	
安否確認事業(乳酸菌飲料宅配サービス)			居宅介護支援・居宅予防支援	
紙おむつ宅配サービス		施設	介護老人福祉施設	
日常生活自立支援事業(金銭管理・書類預かりサービス)			介護老人保健施設	
ボランティアセンター運営			介護療養型医療施設	

介護保険の地域支援事業サービス	
介護予防健診	配食サービス
健康相談	重度要介護者家族介護用品支給
訪問指導	ミニデイサービス
介護予防教室	友愛訪問
家族介護教室	介護相談員派遣
地域包括支援センター運営	成年後見制度利用支援事業
介護サービス事業者振興事業	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

8 介護保険事業費用の推計

標準給付費見込額（6ページの保険給付サービスに要する費用）（千円）

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	3年間合計
総給付費（介護給付＋予防給付）	3,266,467	3,467,601	3,614,260	10,348,328
特定入所者介護サービス費等給付額	105,983	108,331	110,532	324,846
高額介護サービス費等給付額	50,243	53,338	55,594	159,175
算定対象審査支払手数料	4,173	4,429	4,616	13,218
標準給付費見込額 (A)	3,426,866	3,633,699	3,785,002	10,845,567

地域支援事業費見込額（6ページの地域支援事業サービスに要する費用）（千円）

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	3年間合計
介護予防事業 (B)	46,071	46,900	47,702	140,673
包括的支援事業＋任意事業 (C)	51,429	51,600	51,798	154,827
地域支援事業費 (B)+(C)=(D)	97,500	98,500	99,500	295,500

介護保険事業の費用見込額とその分担（標準給付費＋地域支援事業費）（千円）

区 分	3年間合計	
総事業費 (C) = (A) + (D)	11,141,067	
負担割合	国の負担 (Aの25.87%(ただし施設分は20.87%) + B×25% + C×40%)	2,630,131
	県の負担 (Aの12.5%(ただし施設分は17.50%) + B×12.5% + C×20%)	1,676,961
	市の負担 (A×12.5% + B×12.5% + C×20%)	1,404,246
	社会保険診療報酬支払基金交付金(第2号被保険者負担分) (A+B)×30%	3,295,872
	第1号被保険者(65歳以上の方)負担分 (A×19.13% + D×20%)	2,133,857
	新城市介護給付費準備基金積立金の取崩	183,184
	国の「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」により負担額を軽減できる分	27,445
	差し引き、平成21～23年度の3年間分の第1号被保険者保険料必要額	1,923,228
65歳以上の方の一人当たり平均保険料月額（保険料基準額と言います。）	3,560円	

「第2号被保険者」とは、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を言います。

「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」とは、介護従事者の給与等処遇を改善するために介護報酬を引き上げたことに伴い、上昇する保険料を抑制するため国が保険者へ支払う交付金

9 第1号被保険者の保険料

上記のように算定された第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料基準額を基に、次の基準により各個人の保険料を設定します。

第1号被保険者の所得段階別の保険料

保険料段階	対象者の基準	保険料率	保険料月額
第1段階	生活保護受給者・市民税世帯非課税でかつ老齢福祉年金受給者の方	基準額×0.5	1,780円
第2段階	市民税世帯非課税・課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.5	1,780円
第3段階	市民税世帯非課税で第2段階に該当しない方	基準額×0.75	2,670円
第4段階	本人が市民税非課税 (世帯内に住民税が課税されている方がみえる方)	基準額	3,560円
第5段階	市民税本人課税の方のうち、被保険者本人の合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	4,450円
第6段階	市民税本人課税の方のうち、被保険者本人の合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5	5,340円

10 地域包括支援センター・在宅介護支援センター

新城市では、介護や介護予防、高齢者福祉サービスなどのさまざまなことの相談窓口として、「地域包括支援センター」と「在宅介護支援センター」を設置しています。



専門的な知識と豊富な経験を持った職員が、介護の悩みや福祉サービスの利用、介護保険サービスの利用についてご相談に応じています。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯など生活に不安がある方の相談に応じています。

認知症高齢者の権利擁護について、その方法など各種の支援も行っています。

「地域包括支援センター」は新城市全域を対象にしており、「在宅介護支援センター」は各中学校区を対象に業務を行っています。また、在宅介護支援センターは地域包括支援センターの窓口の役割も担っています。

名称・所在地	担当区域	主な業務	
新城市地域包括支援センター しんしろ福祉会館 2階 新城市字東沖野 20-12 23-6810 (県営弁天住宅南隣り)	市全域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6ページの各種サービスの利用援助 ・ 介護予防ケアマネジメント ・ 成年後見制度利用支援 ・ 高齢者虐待防止 	
在宅介護支援センター	しんしろ福祉会館 23-6278 新城市字東沖野 20-12 (県営弁天住宅南隣り)	新城中学校 通学区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6ページの各種サービスの利用援助 ・ 認知症や介護全般の困り事、悩み事の相談・助言 ・ 施設利用・医療機関利用への助言 ・ ひとり暮らし高齢者等の安否確認、状態把握 ・ 消費者被害防止援助 ・ 高齢者虐待防止援助
	西部福祉会館 24-0505 新城市野田字上市場 26-2 (市営上市場東住宅北隣り)	千郷中学校 通学区域	
	麗楽荘(うららそう) 22-4000 (特別養護老人ホーム麗楽荘内) 新城市矢部字上ノ川 1-4 (新城保健センター西隣り)	東郷中学校 通学区域	
	寿楽荘(じゅらくそう) 26-0401 (養護老人ホーム寿楽荘内) 新城市一鍬田字清水野 12-3 (八名中学校から国道301西へ500m南側)	八名中学校 通学区域	
	くるみ荘 35-1082 (特別養護老人ホームくるみ荘東隣) 新城市玖老勢字杉和手 3 (山びこの丘進入路口から設楽方面へ200m)	鳳来中学校 通学区域	
	虹の郷(にじのさと) 38-1481 新城市作手高里字縄手上 22 (新城市作手総合支所西隣)	作手中学校 通学区域	